

土砂災害防止法の概要

「土砂災害防止法」(平成13年4月1日施行)とは

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです

土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通大臣】

基礎調査の実施【第4条】

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

土砂災害警戒区域の指定【第6条】

(土砂災害のおそれがある区域)

情報伝達、警戒避難体制の整備
警戒避難に関する事項の住民への周知

【警戒避難体制】
・市町村地域防災計画
(災害対策基本法)

土砂災害特別警戒区域の指定【第8条】

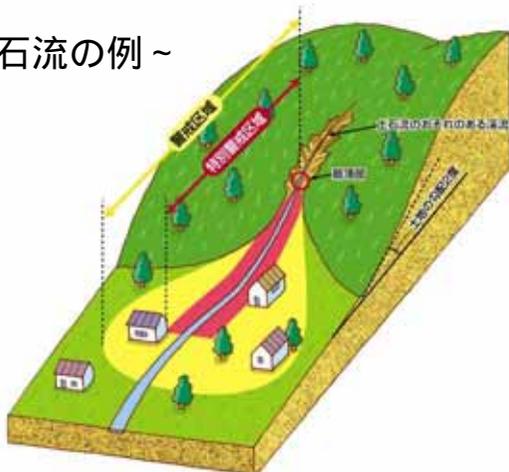
(建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域)

特定の開発行為に対する規制
対象：住宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
建築物の構造規制(都市計画区域外も建築確認の対象)
土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転の勧告
勧告による移転者への融資、資金の確保

【建築物の構造規制】
居室を有する建築物の構造
基準の設定(建築基準法)

区域指定イメージ図

～土石流の例～



～急傾斜地の例～

